

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」  
生産性向上に関する伴走支援モデル事業所募集要項

## 1 目的

介護職員等の負担軽減を図り、介護現場の働く環境や魅力を向上させ、介護人材の確保を促進するため、県内の介護現場において、介護テクノロジー（介護ロボットやICT等）の導入・活用による業務改善活動等の生産性向上に関する取り組みを展開・拡大させる必要がある。

このため、モデル事業所による介護テクノロジー（介護ロボットやICT等）の導入・活用による業務改善活動、働き方の見直し（選択的週休3日制度の導入等）などの取り組みを行い、生産性向上のモデルとして横展開を実施する。

## 2 事業内容（時期については、予定）

モデル事業所は、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」が派遣する業務支援アドバイザーの伴走支援（3回程度を想定）のもと、以下の内容を実施する。

なお、伴走支援等で作成する介護テクノロジー（介護ロボットやICT等）の導入・活用に関する業務改善計画の実施にかかる費用について、「介護生産性向上推進事業補助金」に基づき、県がその一部を補助する。

### (1) 第1回伴走支援（コンサルティング等）【8月～9月頃】

モデル事業所が希望する取り組みの効果的かつ横展開を見据えた実施のための課題抽出等の第1回目の伴走支援（コンサルティング等）の実施

### (2) 第2回伴走支援（コンサルティング等）【10月～11月頃】

抽出した課題等に対する取り組み状況の確認および取り組みに対する伴走支援（コンサルティング等）の実施

### (3) 中間報告会の実施【11月～12月頃】

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」と日程調整したうえで、モデル事業所の取組状況を共有するため、中間報告会の実施（他事業所も参加予定）

### (4) 第3回伴走支援（コンサルティング等）【1月～2月頃】

抽出した課題等に対する取り組み状況の確認および今後の中長期的な取り組みの継続や他事業所への横展開を見据えた伴走支援（コンサルティング等）の実施

### (5) 最終報告会の実施【2月頃】

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」と日程調整したうえで、モデル事業所での成果を報告する最終報告会を実施する。（他事業所も参加予定）

### (6) 取り組み状況・成果等の確認ヒアリング【3月頃】

取り組み状況・成果の確認および今後の中長期的な取り組みの継続や他事業所への横展開を見据えたヒアリングを実施

## 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、モデル事業所選定の日から令和8年3月末までとする。

## 4 募集事業所、生産性向上等の内容および募集事業所数

### (1) 募集事業所

- ・福井県内で介護保険法上の指定または許可を受けた事業所
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム（事業所）および軽費老人ホーム（事業所）

### (2) 生産性向上等の内容

介護テクノロジー（介護ロボットやICT等）の導入・活用による業務改善活動、働き方の見直し（選択的週休3日制度の導入等）など

### (3) 募集事業所数 6事業所程度 ※応募多数の場合は、7に基づき審査・選定します。

## 5 応募資格・要件

- (1) 4(1)の事業所を運営し、かつ2の事業内容を実施できること
- (2) 横展開を見据え、他の事業所が取り組むことができる中長期的な事業内容であること
- (3) 単なる介護テクノロジー（介護ロボットやICT等）の導入ではないこと
- (4) 生産性向上等の取り組みと合わせて、人材確保に関する取り組みも一体に実施すること
- (5) 伴走支援や導入・活用による得たノウハウ・プロセス・試行錯誤等を他の事業所に広く発信すること
- (6) 業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること
- (7) 令和7年7月14日開催の「介護現場の生産性向上セミナー」に事業所の管理者などが参加していること

## 6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。なお、申請に必要な経費は申請者の負担とし、申請書類は返却しない。

### (1) モデル事業所選定申請書

ア モデル事業所選定申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 直近2年間の財務関係書類（貸借対照表、事業活動計算書、損益計算書など）

### (2) 提出期限

令和7年7月31日（木）17時00分必着

### (3) 提出方法

持参または郵送

### (4) 提出先

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」

〒910-0006 福井県福井市中央1丁目3-1 加藤ビル6階

公益財団法人介護労働安定センター福井支部内

### (5) 備考

・小規模な事業所（※介護職員等が15名程度までの事業所）の参加を促す観点から、小規模な事業所が申請する場合、(1)イの事業計画書については、すべての記載がない場合でも、代替えとなる参考資料（会議録、打ち合わせメモ等でも可）を提出いただければ、申請を受け付けます。その場合、記載内容に応じて、審査のための簡単なヒアリングを実施します。

## 7 選考方法

### (1) モデル事業所の選定

モデル事業所の選定に当たっては、6(1)の提出書類を基に5の応募資格・要件を満たしているか等、業務支援アドバイザー等による書面審査を実施する。

下記(2)に示す審査項目のほか、下記の観点を考慮して総合的に選定する。選定結果については、すべての応募者に書面で通知する。

#### 【選定にあたり考慮する観点】

- ・地域バランス（例：嶺北地域や嶺南地域からの選定）
- ・事業所規模（例：小規模事業所（※介護職員等が15名程度までの事業所）の選定）
- ・介護サービス種別（例：訪問介護等の居宅サービス事業所の選定）
- ・昨年度の伴走支援モデル事業所の取り組みと異なる観点（例：新しい観点・取組があるか）
- ・これまでの伴走支援の実施状況

## (2) 審査項目

- ア 事業の目的・内容を十分に理解しており、具体的な課題感や危機感など応募動機は明確であるか。
- イ ミドルリーダー、介護職員、その他職員、介護テクノロジー等担当者、事務担当者などのメンバーの選任およびプロジェクトチーム等を構築するなどし、事業を実施する上で十分な体制が整えられるか。
- ウ 事業所での取組みが県内の介護事業所の見本となる意欲が十分であるか。
- エ 本事業への意欲等について、経営者および事業所責任者と現場職員の意思疎通が図れているか。
- オ 5応募要件・資格を満たしているか。

## (3) 面的支援枠について

選定した事業所のうち、上記7(1)、(2)、事業計画規模(事業費)、事業所規模などを考慮して、3事業所を面的支援枠として選定し、下記(4)アの補助制度の適用を可能とする。残りの3事業所については、下記(4)イの補助制度の適用を可能とする。  
当該補助制度により伴走支援等で作成する介護テクノロジー(介護ロボットやICT等)の導入・活用に関する業務改善計画の実施にかかる費用を支援します。

## (4) 補助制度について

ア 介護生産性向上推進事業補助金(福井県地域における介護現場の生産性向上普及推進事業補助金)

補助率:10/10 補助上限:19,750千円

補助対象経費:重点分野に該当する介護テクノロジーや生産性向上等に資すると県が認めた機器の導入に要する経費、介護テクノロジー等活用のための研修経費  
補助要件等:「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」生産性向上に関する伴走支援モデル事業所に選定されていること 等

※補助制度の詳細については、選定後に別途お知らせいたします。

イ 介護生産性向上推進事業補助金(福井県介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業補助金)

補助率:3/4 補助上限:10,000千円

補助対象経費:重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に要する経費

補助要件等

・介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入すること

例1 「介護業務支援」に該当する機器と「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

例2 「介護業務支援」に該当する複数の機器

・「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」生産性向上に関する伴走支援モデル事業所に選定されていること など

※補助制度の詳細については、選定後に別途お知らせいたします。

## (5) その他

上記(4)アあるいは(4)イの補助金を適用する場合、別で募集する介護生産性向上推進事業補助金(福井県介護テクノロジー等導入支援事業補助金)との併用はできませんので、ご注意ください。

## 8 スケジュール

日程	内容
令和7年7月31日(木)17:00	モデル事業所選定申請書等の提出期限
令和7年8月中旬頃	書面審査、モデル事業所の選定結果通知等

## 9 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。

また、モデル事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、または該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 10 その他

- (1) 働き方の見直しに伴って、労働基準法に定める就業規則の改正など各種手続を遵守すること
- (2) 以下の申請も可能なものとする。
  - ・同一申請者であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとする。
  - ・同一建物内で複数の介護サービスを提供する場合は、一括での申請が可能なものとする。
- (3) 当事業により発生する費用は申請者の自己負担とする。  
※介護テクノロジー（介護ロボットやICT等）の導入・活用に関する業務改善計画の実施にかかる費用については、一部補助あり
- (4) 申請書は、本事業のモデル事業所の選定以外の目的に使用しない。ただし、福井県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とする。また、提出後の差替えおよび再提出は認めない。ただし、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」の指示による場合はこの限りでない。

## 11 問合せ先

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」

住所：〒910-0006

福井県福井市中央1丁目3-1 加藤ビル6階

公益財団法人介護労働安定センター福井支部内

電話：0776-25-1365